（日本銀行政府有価証券取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行政府有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式から第三号書式まで及び第八号書式から第十一号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本銀行国債事務取扱規程の一部改正）

第四条　日本銀行国債事務取扱規程（大正十一年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第五条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第一号の二書式、第一号の四書式から第三号書式まで、第四号書式、第四号の二書式から第四号の四書式まで、第七号書式、第十五号書式（乙）から第二十号書式まで及び第二十二号の二書式の書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国有財産法施行細則の一部改正）

第六条　国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別表第三から別表第五までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部改正）

第七条　日本銀行の公庫預託金取扱規程（昭和二十五年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四号書式から第七号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本銀行特別調達資金出納取扱規程の一部改正）

第八条　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第三号書式から第六号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令の一部改正）

第九条　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令（昭和二十七年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで及び様式第七号中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十条　引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則の一部改正）

第十一条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則（昭和三十二年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式の作成要領中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（たばこ耕作組合法施行規則の一部改正）

第十二条　たばこ耕作組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一から別紙様式第十四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則の一部改正）

第十三条　日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則（昭和三十四年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国家公務員宿舎法施行規則の一部改正）

第十四条　国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十五条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十六条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十七条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十八条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十九条　引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（たばこ事業法施行規則の一部改正）

第二十条　たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第三十三号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特別葬祭給付金国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第二十一条　特別葬祭給付金国庫債券の発行交付等に関する省令（平成七年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（塩事業法施行規則の一部改正）

第二十二条　塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第三十一号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第二十三条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。